## 第46回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和3年6月29日(火)18:00~19:00

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1)構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則構成員、佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員(以上、8名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部 部長

徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 田中 幸治 相互接続推進部 部長

重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長

KDDI株式会社 関田 賢太郎 相互接続部 部長

渡邉 昭裕 相互接続部 au企画調整グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長

南川 英之 涉外本部 相互接続部 移動相互接続課 課長

小林 一文 涉外本部 相互接続部 アクセス相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

佐々木 太志 MVNO 委員会運営分科会 主査 金丸 二朗 MVNO 委員会運営分科会 副主査

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長専兼専務理事

小畑 至弘 常任理事

一般社団法人IPoE協議会

石田 慶樹 理事長

外山 勝保 副理事長

株式会社NTTドコモ 田畑 智也 経営企画部 料金企画室長

下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

# (3)総務省

竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総務課長、 大村事業政策課長、川野料金サービス課長、 田中料金サービス課課長補佐、中島料金サービス課課長補佐

#### ■議事概要

- 〇 第五次報告書(案)について
  - ・ 事務局より、資料 46-1 及び 46-2 について説明が行われた後、質疑が行われた。 た。

#### ■議事模様

### ○ 第五次報告書(案)について

【辻座長】 それでは、議事を開始したいと思います。

まず、本日の議題は、第五次報告書(案)についてであります。

本件につきましては、前回の第45回会合でお示しした骨子案の修正のほかに、同会合で議論していただいた第2章、フレキシブルファイバに求められる対応、第3章、5Gスタンドアローン方式時代におけるネットワーク機能の開放。第5章、モバイル接続料算定の適正化、これにつきましても、報告書の内容に記載いただいております。

それでは、まず事務局から説明いただき、その後、意見交換の場を設けたいと思います。 それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

## (事務局より資料46-1及び46-2に基づき説明)

## 【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がある構成員におかれましては、チャットまたは御発言にてお知らせいただけますとありがたいと思います。

それでは、どなたでも結構でございますのでよろしくお願いいたします。

これまで議論したことを、非常にうまくまとめていただきましたので、これが足りないとかという点はないと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、ございませんようでしたら。ございますか。

【辻座長】 それでは、西村構成員、お願いいたします。

【西村(暢)構成員】 御説明ありがとうございました。中央大学の西村でございます。 前回、前々回と、やむなく欠席をさせていただきまして、申し訳ございませんでした。 その間も構成員の先生方、それから事業者様のほうの状況をつぶさに見てまいりまして、 非常に要領よくまとめていただいたものと思っております。

1点、コメントをさせていただければと思っております。24ページ、特に670行目 以降のことについてでございます。

676行目に、「方策」というような言葉が使われ、具体的に2つほどの具体的方策というものの説明を確認することができます。特に気になりましたのが、やはり例として挙がっております1つ目につきまして、卸と接続というものが、この方策ですとほぼ同じ扱いになりますことから、法制度的に、これまでの枠組を大きく強力に変えることになってしまうおそれが高いというふうに考えられます。あるいは、事後的な法執行として、独禁法の範疇になってしまうのかもしれません。しかしながら、このような方策を取らざるを得ない立法事実というようなもの、そういうような状況はそもそも電気通信事業法の目的、それから今般の報告書案の趣旨からも、決して望ましいものではありません。したがいまして、有効な事業者間協議を、この点も強く望むという、この趣旨をやはり関係者は理解すべきかなと思った次第でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

【
計座長

とうもありがとうございました。

それでは、今の西村構成員の<u>御発言</u>につきまして、まず、事務局から御回答はございますでしょうか。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。コメントいただきましてありがとうございます。

今、西村構成員がおっしゃっていただいたように、ここの例示で書いてございます部分は、本来期待するように自律的に卸の交渉が行われて適正化が図られるというような状況にあれば、対応が必要となるものではございません。要は、こうなってしまっているというのは、指定事業者の交渉上の優位性ですとか、あるいは指定設備の不可欠性、それを背景にして他事業者が競争的な状態で設備利用ができないというような状況に陥ってしまっているという状況が明らかになっているということでございますので、まずは、本来の趣旨を生かした情報開示という部分、会議でも御指摘をいただいているところではございま

すが、そういったところをまずは進めて、それでもなお、やはり卸というところの自律的な協議が進まないというところで行うというものですので、先生が御指摘のとおりかなというふうに考えてございます。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。そしたら、西村構成員が言われています、競争 法上ですか、あるいは独禁法との整合性という観点ですね、少し私は分かりにくいのです けど、西村構成員、何か少し御説明いただけますでしょうか。

【西村(暢)構成員】 失礼いたしました。中央大学の西村でございます。

独禁法という言葉を持ち出しましたのは、法執行を事後的に何か問題があったときに行うという意味で、独禁法が使えるのではないかということでございます。したがいまして、電気通信事業法と独禁法が競合して何らかの矛盾、あるいは問題が生じるという意味では決してございません。あくまでも、何かしら競争という面で問題が生じた場合、公正な競争に悪影響が出るような場合であれば、事後的に独禁法の適用もあり得るのではないかという可能性というものを、今、先ほど述べさせていただいた次第でございます。

座長の質問のお答えになっていますでしょうか。

【辻座長】 分かりました。私が間違えて解釈したものですから、確認させていただきました。今のご回答で結構です。

それでは、続きまして、関口構成員から発言を求められておりますので、関口構成員、 お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。

今回、多岐にわたる論点が含まれており、ここまでまとまったことについて、感謝いた したいと思いますし、基本的な内容についての異議は、私はございません。

その上で1点だけ、フレキシブルファイバについて意見を述べさせてください。フレキシブルファイバについては、他事業者さんからの申入れもあり、卸メニューを見直すという形で、今回、ビル屋上が先行したわけですが、ルーラルエリアについてもビル屋上についても、接続で提供いただくということで解決をいたしました。事務方の御尽力に感謝致します。また、NTT東西さんにとっては、卸から接続に制度変更するという点で、様々な御苦労があったということを拝察いたします。この場を借りて御礼申し上げるとともに、今後、接続の中でも、特にルーラルエリアというニーズの少ないところに、5G対応によってシングルスターで線を引いていく要望を出されるといったことが想定されますが、こ

れからやはり設備共用の重要性というのはますます増してきて、これが接続料を高止まりさせないための切り札になるというふうに、私は思っております。その意味では、今回も7月中を目途に認識合わせという形でモバイル各社さんの設備共用について話をお進めいただくという段取りにはなっておりますが、この場をお借りして、接続制度の形でNTT東西さんの譲歩を勝ち得たわけですので、モバイル各社さんにはぜひこの光ファイバの設備共用について、特にフレキシブルファイバについて、共用の道を開いていただくように御協力を切にお願いする次第です。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

議論の中では、今の設備共有につきましては、報告書でも書かれていますように、希望というか、必要性を認められる事業者がおられなかったということで、これで記述が終わっていると思います。でも、関口構成員が言われるのは、それであっても将来的には設備共用というような点を進めるか、あるいは政策的にどう対処するかという、そのような方向性もあるのではないか、こういう御指摘かと思います。関口構成員、それでよろしいでしょうか。

【関口構成員】 ありがとうございます。上手に酌み取っていただきましてありがとう ございます。

報告書の文面としてはこのとおりですし、現状をちゃんと正しく記述していただいておりますが、今後ぜひ、設備共用についての運用面で、話をどんどん先に進めるような御協力をいただきたいというお願いでございます。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局から補足させていただいてもよろしいでしょうか。

【辻座長】 どうもすいません、事務局、お願いいたします。

【田中料金サービス課課長補佐】 すみません、事務局でございます。

関口先生、コメントをいただきましてありがとうございます。また、辻座長におかれては、報告書の内容との関連、お示しいただきましてありがとうございます。

おっしゃるとおり、ビル屋上の部分については、あまり共用についてニーズがないというようなことでございましたが、関口構成員がおっしゃったルーラルエリアについては、現在、卸でも共用というのは行われている実績もございまして、各社の御意見を聞いても、ルーラルだとより共用する必要性が増すというようなお話もございますので、ここは共用

についても、NTTさんの御報告の中でしっかり御検討されるということでしたが、関口 先生の御指摘のとおり、NTTが頑張ると言っても、受ける側の接続事業者の方がいろい ろな意見をまとめるということに御尽力いただかないといけない部分がございますので、 その点は総務省としてもフォローしながら、より全体にとっていい方法というのを実現し ていきたいと思っているところでございます。

補足でございます。失礼いたします。

【辻座長】 ありがとうございました。

それから、すみません、関口構成員の質問があったもので、ちょっと不手際で西村構成員の御回答の途中で移ってしまったもので、西村構成員の御指摘になった点、一つ、二つ質問しましたが、西村構成員はここの24ページの文言について質問されましたけど、何か具体的に修正というか、あるいは考え方とかを具体的におっしゃられたのでしょうか。確認するのを忘れましたもので、独禁法以外の点につきまして、もう一度振り返ってお話いただけますでしょうか。

【西村(暢)構成員】 中央大学の西村でございます。辻座長、大変申し訳ございませんでした。私の説明が中途半端に終わったところで、失礼いたしました。

この24ページの、新しく書き加えていただきました黄色でハイライトされている箇所につきまして、結論といたしまして、修文の必要性はないものと思われます。あくまでも私が申し上げたかったのは、関係する事業者様の間で有効な、意味のある卸交渉というものが実現するということ、そしてそれを実施していただくということが、今般の報告書案の骨子でもあると思いますので、その点を改めてコメントさせていただいた次第でございます。

私からは以上でございます。よろしかったでしょうか。

【辻座長】 ありがとうございます。

ポリシーに追加されたところ、支持していただけるということでございましたので、ありがとうございました。

すみません、私の不手際で理解が足らなかったもので、二度のお答えを願って大変失礼 いたしました。大変よく分かりました。ありがとうございました。

それでは、そのほかに御意見、ございませんでしょうか。

そしたら、オブザーバーの方からもし御意見、コメント、御質問等がございましたら、 御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 それはないようなので、西村構成員と関口構成員から御意見をいただきましたが、御二人とも特段に修正を提案されたわけでなく、それぞれここで記載されている点の、24ページの記載、それからフレキシブルファイバのところの記載について、確認というか重要性を御指摘いただいたと理解いたしますので、今回のこの今日の会合には、特段、修正の意見がなかったとさせていただきます。ですので、この後、体裁等の修正を除いて、この資料のとおり、本研究会の第五次報告書(案)として取りまとめたいと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【辻座長】 ありがとうございました。それでは、そのように取り図ることといたします。

それでは、事務局におきまして、準備ができ次第、第五次報告書(案)を公表して、意 見募集を行いたいことと思います。

それでは、本日の会合はここまでとさせていただきます。

最後に、次回の会合につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【田中料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

本日はありがとうございました。

先ほど座長から御説明もいただきましたとおり、本日、報告書の案という形で取りまとめをいただきましたので、速やかに意見募集、パブリック・コメントということで、手続きを進めてまいりたいと思います。その後、また出てきた意見等について、御議論いただく機会を設けさせていただくことを想定してございますが、次回の会合の詳細につきましては、別途御連絡、御案内をさせていただきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

一部、私が不手際で要らぬ時間を取りまして申し訳ありませんでした。

それでは、本日の議題はこれで終了としたいと思います。それでは、本日はどうもありがとうございました。

以上